

地方創生SDG sの推進に係る包括連携協定書

垂水市（以下「甲」という。）と鹿児島相互信用金庫（以下「乙」という。）は、「持続可能な開発目標（以下「SDG s」と言う。）」の達成に向けた取組みを通じて地方創生の深化・実現を図るため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接に連携・協力し、SDG sの理念に沿って、将来の世代に繋ぐためのまちづくりと地域活性化に向けた取組みを進めることにより、人口減少社会の到来がもたらす様々な課題に対応し、将来にわたって成長性を高めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- （1） 地域産業の振興、中小企業等の支援に関すること
 - （2） 創業支援に関すること
 - （3） 子育て支援に関すること
 - （4） その他SDG sを原動力とした地方創生の実現や地域の活性化に資すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、法令その他の規定若しくは内部規則又は第三者との契約等に違反することのない範囲において、情報又は意見の交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1号に掲げる事項の推進にあたり、必要に応じ個別に協定を締結することができるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報を第1条の目的にのみ使用するものとし、本協定の期間はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、各々で定める反社会的勢力に対する方針を遵守し、本協定の適正性を確保するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義のある場合は、甲及び乙は誠実に協議し、誠意をもってこれを処理する。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年3月12日

甲 鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市
垂水市長

乙 鹿児島県鹿児島市泉町2番3号
鹿児島相互信用金庫
理事長

尾脇雅弥
永倉悦雄